

苦小牧市生物多様性地域戦略素案について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 令和7年7月15日 ～ 令和7年8月13日 （30日間）

意見提出人数 5人、1団体

提出意見件数 78件

※市外の方からのご意見につきましては、市民参加条例に基づき参考意見とさせていただきます

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由は次のとおり

頁目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) 55頁～56頁、67頁～71頁他 苦小牧市のDゾーンは、ヒグマの種としての遺伝子多様性を保つために、とても重要です。同地域の開発については、鳥類の専門家だけでなく、ヒグマの専門家の意見も取り入れながら進める必要があります。本戦略が実行フェーズに入った後は、是非とも苦小牧市が直接、専門家の協力を仰ぎ、C・Dゾーンにおける詳細な自然保護プランを立てて欲しいと考えます。	現在、市は、自然環境やヒグマの生息状況、土地利用などを踏まえ、ヒグマの生息地、ヒグマの侵入を防ぐべき地域等のゾーンを設定し、それぞれのゾーンにおけるヒグマの管理・対応の考え方等を示す「ヒグマゾーニング計画」を策定しているところです。この計画の策定については、ヒグマの専門家の意見をうかがいながら進めているところです。	B
2	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) 55頁～56頁、67頁～71頁他 ヒグマは日本最大の陸棲動物であり、日本では北海道にしか生息していません。アーバンベアや駆除についての記載だけではなく、北海道の野生動物のシンボルとも言えるヒグマにとって、苦小牧がかけがえのない場所であることも、P67～71の「D：ウトナイ湖・勇払原野ゾーンの現状と課題」の中には是非追加して頂けたらと思います。	ヒグマの生物としての特徴や希少性、専門家による研究により、Dゾーンにおいてコリドーが確認されていることを同ゾーンの「生物多様性の現状」の部分に追記します。	A

		また、専門家による調査結果も、コラムにも載せることを提案したいと思います。		
3	1	(原文・整理要約 有・無) 79頁～80頁 釧路市は本年5月30日に、「ノーモアメガソーラー宣言」をしました。釧路湿原などでメガソーラーが乱立し、貴重な生態系を破壊していると判断したためです。宣言に続き、条例案を提出するという動きもあります。釧路湿原と同様にラムサール条約に登録されたウトナイ湖や、樽前山という豊かな自然環境が広がる苫小牧市も、率先して「ノーモアメガソーラー宣言」を行うべきだと考えます。	市では、脱炭素社会の実現に向けて、市内の再生可能エネルギー発電事業について必要な事項を定め、豊かな自然環境及び市民の安全で安心な生活環境の保全と、地球温暖化防止対策となる再生可能エネルギー発電事業推進との調和を図ることを目的に令和7年6月に「苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を施行しておりますので、条例に基づき適正に対応してまいります。	D
4	1	(原文・整理要約 有・無) 79頁～80頁 森林の再生には百年単位の時間がかかる一方で、太陽光パネルの寿命は20年程度とされています。有害物質が含まれてリサイクルも難しい太陽光パネルを廃棄する際には、現時点では埋め立てるしかなく、その場所の確保もできていません。無策のままにパネルの設置だけを進めた場合、しばらくするとすぐに大量修繕・廃棄の時期を迎え、大混乱が起こることは必至です。太陽光パネルのリサイクルや廃棄の困難性についても、きちんと本戦略に書き込むべきです。	御指摘については、ゾーンの課題として記載することにはなじまないものと考えます。なお、太陽光パネルのリサイクルについては、国が、平成28年4月に解体・撤去、収集・運搬、処分に関する関係者の役割・留意事項をまとめた「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）」を作成し、現在、同ガイドライン第三版が公表されております。	D
5	1	(原文・整理要約 有・無) 82頁 エゾシカ増加による大きなダメージとして、マダニの散布が挙げられます。ダニによる感染症の増加は全国的に問題となっており、特にSFTS（重症熱性血小板減少症候群）は致死率27%と高く、危険です。数年前に比べ、山歩きの際に服につくマダニの数が飛躍的に増えています。特に	野生動物の体に寄生するマダニについての記述を追記します。	A

		体高の低い犬や猫などのペット類は、野外で遊ばせるとたくさんダニがついてしまいます。エゾシカと関連づけるかどうかは別として、本戦略中で、ダニ問題に関する注意喚起もすべきではないかと考えます。		
6	1	(原文・整理要約 有・無) 82 頁 駆除の対象とはいえ、エゾシカは北海道が誇る素晴らしい野生動物であり、肉はとても美味しく、皮や角もクラフト素材として人気があります。大切な命を奪う以上、それらをきちんと有効活用すべく、精肉所を設立し、糺し業者育成することも重要だと思えます。罠で捕獲した個体は、シカが暴れるために肉が傷み、ジビエとして流通させることが厳しいケースが多々見られます。そういった意味でも、銃を使った駆除の可能性をもっと検討すべきと考えます。	エゾシカについては、令和４年から市でも捕獲事業を実施しており、令和６年度からは銃による捕獲も実施しておりますので、今後は捕獲頭数のさらなる拡大に向け取り組みを進めてまいります。なお、市が実施している生活環境被害対策としての捕獲事業においては、捕獲したすべてのエゾシカを有効活用しており、利用可能な部位については、ペットフードや食肉、クラフトの材料として活用しております。	B
7	1	(原文・整理要約 有・無) 56 頁、82 頁 苫小牧でも、ヒグマ出没が多い地域では、匂いが漏れにくく、ヒグマが開けることも壊すこともできないゴミステーションを設置すべきだと考えます。知床では「とれんベア」という製品の導入が既に始まっています。住民の生命を守り、同時に無駄にヒグマを殺さなくて良いように、先手先手での施策が肝要です。	市街地にヒグマをまねき寄せないための日常的な対策として、ごみを出す日時や方法を守ることにについてホームページ等でも注意喚起しております。	B
8	1	(原文・整理要約 有・無) 56 頁、82 頁 島牧町では、市民が主体となってヒグマのマップを作っています。苫小牧でも同じようなマップを作成し、出没の多い場所で遭遇や交通事故が起こらないように注意喚起を行うのはどうでしょうか。苫小牧の場合はヒグマだけでなく、エゾシカの交通事故多発ポイントも掲載し、被害を	市のHPでヒグマの目撃場所とエゾシカとの事故が発生した場所を示したマップについて公開し、注意喚起を行っております。	B

		防ぐための豆知識なども盛り込み、読み物として面白く、役に立つ資料を作ることを提案させていただきます。		
9	1	(<u>原文</u> ・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) 56 頁 56 ページのゾーニングでは、「排除」「防除」「緩衝」「コア」などの言葉が出てきますが、専門家でない限り、排除と防除がどう違うのかなどは分からないと思いますので、噛み砕いた説明が必要と考えます。	用語の違いがわかる説明を追記します。	A
10	1	(<u>原文</u> ・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) ヒグマについて、農作物への被害や人身事故の脅威などマイナス面しか述べられていませんが、是非、ヒグマが北海道の自然を象徴する大切な動物であることも付け加えていただきたいと思います。	P82 のヒグマの記述に追記します。	A
11	1	(<u>原文</u> ・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) 苫小牧の自然の素晴らしさと貴重さを、市民に理解してもらうと同時に対外的にアピールするにあたり、ネイチャーセンターが市内東部のウトナイ湖にしかないことを残念に思っています。西部にも、貴重で美しい自然が存在し、それらの意義をきちんと伝えることができる専門家を配置し、小規模でもいいので、ネイチャーセンターを設立してはどうか、と思いました。	御意見については環境省及び市の観光担当にも共有させていただきます。	C
12	1	(<u>原文</u> ・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) D：ウトナイ湖勇払原野ゾーンについて このゾーンで、当該戦略を実施しようとする地域はどこなのか。明記されていない。	ゾーン全体が戦略の対象地域です。	D
13	1	(<u>原文</u> ・ <u>整理要約</u> <u>有</u> ・ <u>無</u>) D：ウトナイ湖勇払原野ゾーンについて この地域に立地する企業の用地を当該戦略ではどのように取り扱い、ど	本戦略を実行していくためには、企業の協力も必要不可欠と考えております。苫東地域に立地されている企業においても社有地内における緑地の確保など生物多様性	C

		のような対応を考えているのか不明である。	に配慮した取組について可能な限り御協力いただきたいと考えております。	
14	1	(<u>原文</u>・整理要約 <u>有</u>・<u>無</u>) D：ウトナイ湖勇払原野ゾーンについて 苫東地域の立地企業の用地を当該戦略の対象除外とするなら、その理由を明記し、代案を検討する必要があると思料する。	苫東に立地する企業の用地についても本戦略の対象としております。	D
15	1	(<u>原文</u>・整理要約 <u>有</u>・<u>無</u>) D：ウトナイ湖勇払原野ゾーンについて このゾーンに建設されているメガソーラーの周辺環境への影響について、現在の状況を記すほか、今後の取り扱いをどうするのか、その記述がないように思われる。	自然再生可能エネルギーの推進と生物多様性の保全の両立として複数またはすべてのゾーンに関係する課題として 79 ページに記載しております。	B
16	1	(<u>原文</u>・整理要約 <u>有</u>・<u>無</u>) 美々川の環境保全と自然再生について、北海道自然環境保全地域の指定がすでに反古となり、それに代わって取り組まれた北海道の自然再生事業の進捗状況も思わしくないため、美々川の周辺環境は一向に改善されていないにもかかわらず、当該素案には有効な手立てが示されていない。 より、有効な改善策の提示が必要と思われ、特に美々川源流部に立地する半導体製造工場を見据えた新たな取り組みが必要ではないか。このままだと美々川は死に体となる危険性がある。	市としましても多様な生物が生息・生育することができ自然環境の維持・再生は大変重要と考えており、本戦略においても施策の一つに美々川自然再生事業の促進等について北海道に対し要望していくことを位置付けており、北海道をはじめ関係機関と連携し取組を推進していく考えです。	B
17	1	(<u>原文</u>・<u>整理要約</u> <u>有</u>・<u>無</u>) 美々川とウトナイ湖の内水面区画漁業の被免許者は個人である。	修正します。	A
18	1	(<u>原文</u>・整理要約 <u>有</u>・<u>無</u>) P26 コラムには新法についての記載はあるが、これまでの制度との違いにつ	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の主な措置事項については掲載しておりますが、新法の詳細については下部参考資料にて確認	C

		いて、読み取ることができない。説明が必要なのではないだろうか。	いただくよう注記により対応させていただきます。	
19	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P50 自然共生サイトの今後について、「・・・今後も市内企業による自然共生サイト認定登録が増加・拡大することが期待されています。」とあるが、こちらも、制度の変更を反映した記載にすべきではないだろうか。	自然共生サイトへの登録は本戦略で掲げる目標達成に大きく寄与する取組の一つでありますので、新たに登録を検討される企業につきましては、市が支援を行うなど連携を図ることで制度に関する説明などを行ってまいります。	C
20	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P51 表内の「鳥獣保護区」欄について、混同されないよう、国指定・道指定と追記するか、分けて記載すべきではないか。また、国指定鳥獣保護区ウトナイ湖については、特別保護地区と追記すべきではないだろうか。	修正します。	A
21	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P52 市域をゾーニングし、6ゾーンそれぞれについて現状や課題が整理され、施策が示されたことは、非常に画期的であり、対外的にも評価されるものではないだろうか。	本戦略をより実効性のあるものとするため各施策についての取組を進めてまいります。	B
22	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P68 文中「ラムサール条約登録湿地」とあるが、環境省の公的資料では「ラムサール条約湿地」とされている。P70には「ラムサール条約湿地」とあり、統一すべきではないだろうか。	修正します。	A
23	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P68 文中「・・・北海道美々川自然再生事業を実施しており、・・・」とあるが、主語が明らかでない。「・・・北海道が美々川自然再生事業を实	修正します。	A

		施しており、・・・」ではないだろうか。		
24	1	(原文・整理要約 有・無) P68 本ゾーンでは、安平川河川整備計画のもと、現在、北海道による河道内調整地（周囲堤）工事が進行中であると思う。現状説明として、追記が必要ではないだろうか。	追記します。	A
25	1	(原文・整理要約 有・無) P70 「・・・弁天沼とその周辺の草原・湿原は、ラムサール条約湿地や鳥獣保護区、特別保護地区等の法による保護の対象ではありません。」とあるが、端から保全対象となっていない、といった印象を受け、誤解を生むのではないか。「現状では法によって保護されていません」などとした方が良いのではないだろうか。	修正します。 (「・・・弁天沼とその周辺の草原・湿原は、ラムサール条約湿地や鳥獣保護区、特別保護地区等の指定は受けておりませんが、タンチョウやマガン等の水鳥が渡来し、チュウヒやシマクイナ、アカモズ等の希少種が生息しています。)」	A
26	1	(原文・整理要約 有・無) P88 掲げられた「自然と産業が調和し、勇払原野の恵みを未来へ紡ぐまち 苫小牧」という将来像について、賛同する。	将来像については、市民や企業の方々に参加いただきましたワークショップでのご意見などを参考に設定させていただきました。将来像の達成に向け、取組を推進してまいります。	B
27	1	(原文・整理要約 有・無) P97 P101「(1) 施策の全体体系」―「重点施策1. 貴重な自然環境を維持・再生し、生態系の多様性を回復・向上させます。」の4に、「また、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地については、鳥獣保護区としての指定を検討します。」とある。これを、北海道による河道内調整地（周囲堤）工事が進行中である本ゾーンに反映し、【行動目標】に記載すべきではないだろうか。	北海道による安平川の河道内調整地の整備につきましては、現在も工事が進行中であり、また整備には長期間の時間を要することから、鳥獣保護区としての指定につきましては、国指定の要件を満たす状況となってから検討してまいります。	C

28	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P101 「重点施策 1. 貴重な自然環境を維持・再生し、生態系の多様性を回復・向上させます。」の 4 に、「また、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地については、鳥獣保護区としての指定を検討します。」とあるが、鳥獣保護区を指定するのは国(または北海道)であると考えられるため、「鳥獣保護区の指定を要望する」などとすべきではないだろうか。	鳥獣保護区としての指定は北海道や国になりますが、重点施策につきましても、鳥獣保護区として指定されるために市として必要な取組等について検討することを前提としております。	C
29	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P101 「重点施策 1. 貴重な自然環境を維持・再生し、生態系の多様性を回復・向上させます。」の 12 に、「生物多様性の取組を支援する枠組み(仮称)生物多様性の保全と活動認定証制度を検討します。」とあるが、こちらは生物多様性増進活動促進法による認定制度とは別の、市独自の仕組みだろうか。いずれにせよ、新法施行後は、生物多様性保全「活動」を対象とする認定制度となるため、市が行なう活動支援の取組などについて、より具体的に記載されるべきではないだろうか。	活動認定証制度については、市独自の事業として考えており、事業の詳細については、今後検討する予定です。	C
30	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) 種名の表記について、写真のキャプションも含め、例えば、タルマエソウ(イワブクロ)、タルマエソウと、記載が統一されていない箇所が見受けられる。また、シマエナガなど、亜種名で記載されているものがある。今一度、確認された方が良いのではないだろうか。	記載が統一されていない部分については修正します。 また、シマエナガなど亜種名での記載については、戦略を見ていただく方にわかりやすくかつ親しみのある名称で紹介したいと考えております。	A
31	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P20 野鳥の希少種数と確認種数の再確認をお願いします。環境省レッドリストと北海道レッドリストなどが重複していないか。	記載のとおりで間違いありません。	D

32	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P29 風力発電やメガソーラー等は広い土地や空間を必要とするため・・・生きものへの影響が懸念されます。とありますが、「野鳥の衝突や生息地の喪失等の」といった影響を明確に示すべきです。	修正します。	A
33	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P32 図の解像度が低くて読みとれない。	元図の解像度が低いため掲載以上に鮮明にすることは難しいためご了承ください。	D
34	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P47 市が自然との共生を目指すのであれば、自生地を保全をしつつ、希少生物への影響を極力低減させつつの開発を考えないといけなく、「開発予定地に生える植物を植えかえれば問題ない」という認識になるのは問題である。また、この文からは、それを推奨するとも読み取れてしまうので、市民に対しても誤解を広めてしまいかねない。	開発予定地における植物の移植は、損失を食い止める手段の一つであり、市としても移植を推奨しているものではありません。移植ではなく、保全することが可能であれば極力現状を維持していただくよう様々な機会を捉えて市民、企業へ周知してまいります。なお、我が国の環境影響評価法では、事業による環境への影響があると判断された場合には環境保全措置を行うことになっていますが、環境保全措置は、「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関するに基づく基本的事項」（環境庁告示第 87 号）では、「回避」、「低減」及び「代償」に区分され、回避、低減を優先して検討することが求められています。市としても、環境への影響を回避又は低減できない場合の措置として移植等の代償措置を講ずるべきと考えております。	C
35	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P47 「活用」という語句について、いわゆる使い尽くすという「利用」との	本戦略策定の背景の中でも「豊かな生物多様性を保全し、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図ることを目的」としており、持	D

		持続可能性の違いを出すため「活用」を使っていると思いますが、市民が読んだ際にその２語の違いを瞬時に把握するのは難しいです。「活用」を人の生活第一に使うことと読まれる可能性もあることから、「持続可能な活用」と補ってあげた方が親切で語弊がないと思われます。	続可能な活用を前提としております。語句を変更する必要はないと考えます。	
36	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P49 現在環境省で推進している自然共生サイトが既に複数ある苫小牧市であり、豊かな自然も残り土地所有企業も多いことから共生サイトのポテンシャルを多く有する苫小牧市である。地域戦略での自然共生サイトの紹介が少ないのが気になる。市内に土地を持つ大企業だけでなく中小の企業でも共生サイトに登録しようかなと思えるように、もっと紹介にページを割く必要がある。	自然共生サイトだけではなく、本戦略の施策においても苫小牧市版 OECM の推進も掲げておりますので、生物多様性に配慮した企業の取組については、戦略のみならず様々な機会を捉えて周知してまいりたいと考えています。	C
37	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P54 D ゾーンの河川に、美々川が入っていない。	追記します。	A
38	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P60 勇払川と幌内川は高丘浄水場の水源です。⇒水源ということを強調するのも良いが、市民の飲み水として利用されていることを強調した方が良いのでは。〇%を賄っている的な数値もあると実感がわきやすい。	本戦略における表現で十分であると考えます。給水量等については、市の水道事業概要に記載されています。	D
39	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P60 「幌内川の魚道の成功例は出されているが、勇払川の取水堰等の河川構造物で未だ遡上が阻害されている課題もあるというマイナスの部分も今後の改善のためにしっかりと記載すべき。	現在のところ御指摘のような課題は把握しておりません。	D

40	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) P64 写真のキャプションが何を言いたいのかが不明確。「樹林帯を切り開いて作られた太陽光発電施設」とか「ペットが放されて増えてしまったミシシippアカミミガメ」とか工夫が必要。	本文の説明で十分と判断します。	D
41	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) P66 森林の伐採を伴う太陽光発電施設の建設予定が増加傾向にあり⇒太陽光発電の建設計画が増加？建設が増加？	「建設計画が増加」に修正します。	A
42	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) P68 ネイチャーセンターが含まれており⇒ネイチャーセンターが設置されておりに修正。	修正します。	A
43	1	(<u>原文</u> ・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) P68 Cゾーンと同様に～予定となっています。の部分ですが、半導体工場やデータセンター等が大量の水を使う予定とあるが、それに伴う影響の懸念について述べられていない。良い部分、明るい面を書き出すのは良いことがだが、それだけでは何も改善できず共生を図るのは困難である。書きたくない部分ではあるが、害のある部分や欠点、課題についてしっかりと記載していくことで、この地域戦略はさらに良いものになっていくと思います。	当該ページにつきましては、現状について記述しております。	D
44	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) P71 餌付けが行われていましたが、現在では中止しており、⇒一時やめてい	餌付けの記述を削除します。	A

		る状態ともとれるため、廃止や取りやめにした方がよい。		
45	1	(原文・整理要約 有・無) P78 海岸ゴミについては、企業・市民団体・個人のゴミ拾いについて書かれているが、市の動きは無いのか。民任せのようにも見えてしまう。活動があるのであれば、記載した方がよい。	該当のページでは記載しておりませんが、施策において団体・市民等と協力した海岸清掃や生分解性プラスチックへの移行推進等を行うこととしております。なお、海岸清掃につきましては、毎年7月に全国で展開されている『海岸愛護月間』の活動の一環として、北海道開発局、北海道及び本市が、地元町内会の皆様に御協力をいただきながら実施しております	D
46	1	(原文・整理要約 有・無) P78 海岸ゴミの多くは漁業廃棄物（ボリューム的に多い）。市民や企業ボランティアレベルでは回収できないサイズや埋没しているものが多い。漁業組合や行政の力を得ないと回収は困難なので、市民だけでなく力のある組合や行政も力を合わせて実施が必要といった表現にした方がよい。	該当のページでは記載しておりませんが、施策において団体・市民等と協力した海岸清掃や生分解性プラスチックへの移行推進等を行うこととしております。なお、海岸清掃につきましては、毎年7月に全国で展開されている『海岸愛護月間』の活動の一環として、北海道開発局、北海道及び本市が、地元町内会の皆様に御協力をいただきながら実施しております	D
47	1	(原文・整理要約 有・無) P79 再エネマップを拝見しましたが、地図が解像度上、ある程度以上の拡大ができず、境界上の確認ができない仕様になっています。GIS等で作成していると思いますので、せめてオンラインで見られるマップはGoogleMAP等で高精度に見られるようにしてほしい。	オンライン上で高精度のものを掲載する予定はありません。詳細が知りたい場合には市の環境衛生部ゼロカーボン推進室までお問い合わせ願います。	D
48	1	(原文・整理要約 有・無) 全般 掲載リンクはQRコードをつけて欲しい。そうするとスマホでも手軽に見られるようになる。	掲載スペースの問題から全ての掲載リンクについてQRコードの掲載は考えておりません。	D

49	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) P81 アライグマの写真をもう少し特徴が分かりやすい写真にしてください。	市で所有している写真の中で掲載可能なものが他にないことから新たに掲載可能な写真を入手した段階で差し替えます。	D
50	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) P68 Cゾーンと同様に～の部分で、苫東緑地の開発の部分が記載されているが、苫東の部分だけでなくウトナイ湖の北側の美々川でも河畔林の伐採や湿原部分への太陽光パネルの建設が続いている。この美々川の現状と課題についても触れるべき。	苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行後においては、御指摘の場所での太陽光発電の建設はありません。	D
51	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) P70 世界的にも～の部分で、「ウトナイ湖や弁天沼などの池沼、そこに流れ込む美々川および勇払川、安平川等の河川があり、水辺には湿原や草原が広がり、その周囲には河畔林が維持されている世界的にも貴重なゾーンである」といった表現にすることで、このゾーンの自然環境の多様さや保全の重要性、共生の難しさやチャレンジすべきことがしっかりと明示されるようになる。	趣旨は反映します。	B
52	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) 柱2の「山川湿原海の生態系」に湖沼を入れても良いのでは。	追記します。	A
53	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) P92 基本戦略①4ハスカップを保全しー多様な生物がすすめる自然環境の維持という施策で「ハスカップ」に絞って書かれているが、多様さに欠けるのではないか。ハスカップ自体を保全するだけでは、多様な自然環境の保全にはつながらない。ハスカップを指標にするのであれば、その環	施策にも記載しておりますが、ハスカップを保全し継続的に活用するため、生育環境のモニタリングと生育地の保全に取り組むこととしており、ハスカップのみではなくその周辺の環境保全も取り組む考えです。	D

		境全体を保全するような表現にすべき。		
54	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P92 基本戦略③ 3 生物多様性を活用して⇒生物多様性を持続可能な形で活かしたこれまでのような、ただ一方的な自然からの搾取と変わらないと読めるため。	本戦略策定の背景の中でも「豊かな生物多様性を保全し、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図ることを目的」としており、持続可能な活用を前提としております	C
55	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P92 基本戦略④ 2 生物多様性を活用し⇒生物多様性を通じてに修正。	原文のままとします。	D
56	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P94 行動目標・外来種を～定着させるために、登山者に対する案内や、コマクサ～を行います。登山者に対する啓発も大切なため。	普及啓発については、登山者に限定したものではなく広く周知していく考えです。	D
57	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) 全般 森林伐採や土砂採取、再エネ設備の建設など、開発行為の際に事前に必要な申請や法的根拠についての一覧表があると、「知らなかった」という理由で小さな自然破壊がされにくくなるのではと考えます。もちろん、自然公園等の法的根拠も同様に一覧表として掲載すると良いです。	再生可能エネルギーの設置や開発行為については、必要な手続き、申請書類等について市のホームページに掲載しております。また自然公園法についても環境省や北海道のホームページで法的根拠等の説明も掲載されておりますのでそちらをご参照願います。	D
58	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P102 基本戦略 3 施策 1 樽前山、美々川、ウトナイ湖を対象とした苫小牧市への誘致モニターツアーを実施し、何の誘致でしょうか。	今後詳細について検討する予定ですが、市外から参加者を誘致し、苫小牧の生物多様性について知っていただくためのツアーを開催することを考えています。	C
59	1	(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>) P103	基本戦略 4 の重点施策 1 の小学校等での環境教育の実施の意図につきましては、これからの時代を担う世代の	C

		重点施策 1, 1 小学校等での環境教育を実施します⇒小学校以外でも実施すべきですし、大多数を占める大人向けに実施しないと意味が無い。子どもたちは環境教育を受けて育っているが、大人たちはそうではない。子どもから大人まで生物多様性を学ぶことができるプログラムが苦小牧市には必要です。	活躍を支援することを目的として位置付けたところです。また、周知啓発につきましては、世代問わず必要と考えております。	
60	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) P103 施策 2. 生物多様性を活用し、誰もがウェルビーイングを感じられるまちを実現します⇒生物多様性を通じて、誰もが・・に修正。	原文のままとします。	D
61	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) P104 施策 1. 3. ハスカップやヤチヤナギの自生地情報を集約し自生地マップを作成しますとあるが、このマップをどう利用する予定なのか。自生種を守るのか、利活用するのか。情報の扱いの方針を決めておかないと、穴場マップになりかねないので注意が必要。	現時点において自生地マップの活用は、まずはその種及び周辺環境の保全に活用する考えです。利活用については、環境が整った段階で検討してまいります。	C
62	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) P104 施策 2. 1. 企業の取り組みの促進のなかで、自然共生サイトへの登録の推進等は載せなくてもよいのでしょうか。	基本戦略 1 の重点施策に苦小牧市版 OECM を推進について記載しておりますが、自然共生サイトへの登録についてもこの取組を通じて推進してまいりたいと考えています。	C
63	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) P104 施策 3. 官民の ALL で推進と書かれているが、下の 1 には官しか書かれていない。民の部分も想定されることを記載した方が良いのでは。	修正します。	A
64	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) P106	現時点で活用の可能性のある水辺の緑を記載しています。	D

		4. (樽前山、錦大沼公園、ウトナイ湖、苫東・つた森山林、弁天沼) ⇨美々川や勇払川などの河川についても入れておいた方が良いでしょう。		
65	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) P106 6. 安平川水系の水質や水量の監視を実施します⇨水質や水量だけでは、自然環境の状態は把握できない。水体の周囲の湿原環境やそれを守る河畔林の状態の把握も大切です。	水質・水量の調査も環境変化の把握に有効と考えます。	C
66	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) P110 3. 河道内調整池⇒河道内調整地のまちがい「地」に修正。	修正します。	A
67	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) P115 「自然ふれあい事業(ウトナイ・生きものラボ)」に修正。	修正します。	A
68	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) P117 施策3. 1. 再掲～・・・の部分、ごみを出さないための普及活動も必要。	ごみの減量対策については、市のゼロごみ推進課で様々な施策をすでに実施しております。	D
69	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) P119 産学民学の活動としているが、指標はどうするのか。	指標としては具体的な数値目標ではなく、連携した取組の実施や協力体制の構築などを想定しています。	C
70	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) P122 民間企業の欄に、自然共生サイトもぜひ加えてください。	自然共生サイトの登録を通じて当該ページに記載の事業者の行動の実践につながるものと考えております。	D
71	1	(<u>原文</u> ・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u>) 地域経済ありきの考え方では豊かな自然を守ることができない。「苫小	自然環境からの恩恵を受けて私たちの生活が成り立っているということを踏まえ、豊かな自然環境を将来世代	C

		牧は開発できる土地がたくさんある」「多くの人に来てもらう」「少子化に歯止めを」「市の財政を豊かに」等、様々な意見があるが、50年100年先に豊かな自然をさらに豊かにする視点が必要ではないか。そういうことを市役所の中でも担当課を越えて議論してほしいと思う。	に手渡すことが重要という考えのもと本戦略を策定しています。	
72	1	(原文・ 整理要約 有・ 無) 人が入るだけで生態系は変化していく。ルールやマナーの啓発のためにも自然体験は専門のガイドから学ぶ機会をふやせないだろうか。	市としても専門のガイドから学ぶ自然体験は必要と考えており、エコツーリズムの取組を通じルールやマナーの周知啓発につなげてまいりたいと考えています。	C
73	1	(原文・ 整理要約 有・ 無) 規則、条例、法律の「ゆるさ」が心配である。問題があって原状回復を命じても本質的元通りにはならない。ときには計画段階で事業を許可しない判断ができることを願う。	例えば自然環境保全条例に基づく開発行為については、申請段階において不備等が確認された場合には許可しない場合もあります。	C
74	1	(原文・ 整理要約 有・ 無) Cゾーンの開発が最も危惧される。民有地でも高速道から山側は手つかずが望ましいと思う。Dゾーンの風力発電計画もやめさせたい。	開発行為等については、条例等に基づき適正に判断してまいります。またDゾーンで計画されておりました風力発電事業につきましては、事業を実施しないことについて8月19日に事業者が公表しております。	C
75	1	(原文・ 整理要約 有・ 無) 道路があると人や車が入り、ごみの投げ捨て等が起こる。野生動物はじめ環境に負荷をかける。むやみに道路をつくらせないでほしい。	本戦略にかかわる内容ではないので、回答を控えさせていただきます。	D
76	2	(原文 ・ 整理要約 有・ 無) 素案の概要を拝見しまして、ビジネス用語などカタカナ語の散見が気に掛かりました。 2 ページ下 サプライチェーン 4 " " ステークホルダー 5 " 中 ウェルビーイング ネイチャーポジティブ という大きなテーマとなるべきこの言葉もま	各用語のあとに説明を追記します。	A

		だまだ一般的ではないのが現状です。もっと身近な言葉に置き換えていただきたいと感じました。		
77	1	(原文・整理要約 有・無) また、自然環境の「再生」という表現が幾つか見られましたが、過去から現在においてどんな変化があり、どのような点に問題や課題があるのか、あいまいな印象です。 目指す「再生」の姿を表現しなければ、関係各者、行動もあいまいになりはしませんか？	苦小牧市の現状や課題については、第3章で大地の成り立ちや地質、地形、植生ごとに触れており、また、自然と人との関わりや産業の発展についても紹介しております。そのほか、市域を6つに区分けしたゾーンごとにも現状や課題について分析しております。 目指す再生の姿は第4章において将来像やゾーンごとのあるべき姿について説明しております。	D
78	1	(原文・整理要約 有・無) 風力発電や太陽光発電といった現在の再生可能エネルギー活用の施設は自然保護に反する面が多々あるため、Cゾーンの導入に疑問を感じます。そのことでBとDの環境の分断が起きないよう切に願います。	再生可能エネルギーの導入については、自然環境保全条例及び苦小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例に基づき適正に対応してまいります。	D

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。